

有田市いじめ問題調査委員会及び有田市いじめ問題再調査委員会条例をここに公布する。

令和7年3月19日

有田市長 玉 木 久 登

有田市条例第12号

有田市いじめ問題調査委員会及び有田市いじめ問題再調査委員会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 有田市いじめ問題調査委員会（第2条－第10条）

第3章 有田市いじめ問題再調査委員会（第11条－第16条）

第4章 雑則（第17条・第18条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、有田市いじめ問題調査委員会及び有田市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 有田市いじめ問題調査委員会

（調査委員会の設置）

第2条 法第28条第1項の規定に基づき、有田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、有田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る調査を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

（組織）

第4条 調査委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が重大事態ごとに委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、当該諮問に係る調査が終了するときまでとし、委員に欠員が生じた

場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査する事項について特別の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

5 会議は、公開しない。

(意見等の聴取)

第8条 委員長は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

第3章 有田市いじめ問題再調査委員会

(再調査委員会の設置)

第11条 法第30条第2項の規定に基づき、有田市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第12条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第13条 再調査委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が重大事態ごとに委嘱する。

(任期)

第14条 委員の任期は、当該諮問に係る調査が終了するときまでとし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第15条 再調査委員会の庶務は、経営管理部総務課において処理する。

(準用)

第16条 第6条から第9条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(兼職の禁止)

第17条 何人も、調査委員会の委員と再調査委員会の委員とを兼ねることができない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は教育委員会が、再調査委員会に関し必要な事項は市長が、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(有田市非常勤委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 有田市非常勤委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「

子ども・子育て会議の委員	1回につき 3,000円
--------------	--------------

」を

「

子ども・子育て会議の委員	1回につき 3,000円
いじめ問題調査委員会及び いじめ問題再調査委員会の 委員	日額 20,000円 時間額（調査の実施、収集した情報の整理・検証又は調査の結果に係る報告書の作成に関する業務に従事する場合） 10,000円

」に改める。